

## は し が き

本調査研究は、暗数すなわち警察等の公的機関に認知されていない犯罪の件数を含めた我が国の犯罪発生状況の一端を把握するため、国際標準の犯罪被害実態調査による調査項目をベースとした調査を実施し、これまでの犯罪被害実態（暗数）調査結果との経年比較等を行うことなどにより、公的機関における受理統計と併せて犯罪情勢を正確に把握し、効果的な治安対策や、有効で適切な犯罪被害防止施策等の在り方を検討するための基礎資料を提供するものである。

従前、法務総合研究所では、1989年（平成元年）以降、世界規模で定期的実施されていた暗数調査である国際犯罪被害実態調査（International Crime Victims Survey, ICVS）に参加する形で、第1回犯罪被害実態（暗数）調査を平成12年（2000年）に実施し、その後、第4回まで、4年おきに調査を実施するとともに、その結果を犯罪白書及び研究部報告で公表してきた。また、前記ICVSに参加した国・地域間の国際比較についても、研究部報告で詳細に分析した。その後、本来の実施サイクルからすれば、第5回調査を平成28年（2016年）に実施するのが望ましかったが、ICVSについて、多数の国をカバーした調査は、2005年の調査以降実施されていない模様であることなどから、我が国でもその実施を見送っていた。しかし、暗数調査は、継続的に実施して初めて認知件数及び暗数相互の経年比較が可能となる。また、この間、平成28年4月1日閣議決定にかかる「第3次犯罪被害者等基本計画」における施策中に、「法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査」が盛り込まれ、平成29年7月には性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための刑法の一部を改正する法律が施行されるなどしており、被害実態の把握に対するニーズが高まってきた。さらに、令和2年に日本で開催される国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）において、日本の犯罪動向を広く国内外に伝えるための基礎資料として用いる必要性も生じた。こうしたことなどから、ようやく、今般（平成31年（2019年））の実施に至った。

以上のような経緯や背景を念頭に、本報告書は、第5回暗数調査の実施結果を取りまとめて報告したものである。

本報告書が、犯罪動向のより正確な把握や、犯罪防止対策・被害者保護施策の充実・強化検討のための基礎資料の一つとなれば幸いである。

最後に、本調査の実施に際して、貴重な御意見と御協力を頂いた総務省、法務省刑事局、被害者団体関係者等の皆様に対し、心より謝意を表する次第である。

令和2年3月

法務総合研究所長 大 場 亮 太 郎

# 要 旨 紹 介

## 第1編 調査の意義及び概要等

### ●調査の意義・目的

効果的な治安対策の前提として、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があるが、そのためには、警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要がある。暗数調査の目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供すること、に集約される。

### ●第5回調査の概要

全国から16歳以上の男女6,000人（男女各3,000人）を層化二段無作為抽出法により抽出し、平成31年（2019年）1月26日から同年2月末日にかけて、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入したが、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的事件に関する調査票については、自計方式（自記式回答用紙に調査対象者が記入したものを調査員が回収するか、郵送又はインターネットによるオンライン回答のいずれかの方法により提出を受ける方法）によって調査を実施した。有効回収数（率）は聴き取り調査3,709人（61.8%）、自計方式による調査3,500人（58.3%）であった。犯罪被害の類型を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分し、分析を行った。

### ●犯罪被害の実態

全犯罪被害（調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害（児童虐待を除く。）に該当する犯罪被害）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の23.8%であり、平成30年1年間では7.0%であった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第1回（平成12年）から第4回（平成24年）までのいずれの調査と比べても低かった。

### ●被害の有無に影響を与える要因

ある犯罪被害の有無に関して被害者の各属性がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、住居形態、世帯人数、性別、年齢層が有意であり、アパート等に居住する人は一戸建て住宅に居住する人に比べて、世帯人数4人以上の人は1人の人に比べて、女性は男性に比べて、59

歳以下の人は60歳以上の人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

### ●犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第4回調査（平成24年）に比べ、第5回調査（平成31年）では、居住地域における犯罪に対する不安を感じる人の比率が低下した。

### ●我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、「良い」とする人の比率が一貫して上昇し、「悪い」とする人の比率が一貫して低下する傾向が見られた。

### ●被害率と認知件数の比較

8つの被害態様について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

## 第2編 犯罪被害状況

### ●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（盗難及び自動車損壊）と住居への不法侵入（未遂を含む。）に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、自転車盗の被害率が最も高く、次いで自動車損壊であった。

被害の状況を見ると、乗り物関係の被害では、自動車損壊、バイク盗及び自転車盗において被害に遭ったと答えた人の比率は、住居形態が「アパート等」の場合は高く、「一戸建て」において低いなどの特徴が見られた。不法侵入（未遂を含む。）の被害の有無については、都市規模、世帯人数、住居形態及び防犯設備の有無による違いは見られなかった。

被害の申告状況につき、被害に遭ったと回答した人に占める捜査機関に被害を届け出たと回答した人の比率が高かったのは、自動車盗、バイク盗、自転車盗、車上盗であった。

### ●個人犯罪被害

個人犯罪被害の中では、個人に対する窃盗の被害率が最も高かった。

被害の状況を見ると、強盗等では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人未満の市町村」において同比率が低かった。個人に対する窃盗では、「59歳以下」、「働いている」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。暴行・脅迫では、「40～59歳」の人が被害に遭っ

た比率が高く、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。ストーカー行為では、「政令指定都市等」、「女性」、「39歳以下」、「未婚」、「アパート等」の人が被害に遭った比率が高く、「人口10万人以上の市」、「男性」、「60歳以上」、「既婚」、「一戸建て」の人につき同比率が低かった。DVでは、「女性」、「世帯人数4人」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「世帯人数2人」の人につき同比率が低かった。児童虐待では、「女性」、「39歳以下」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」の人につき同比率が低かった。性的な被害では、「女性」、「39歳以下」、「未婚」・「同棲」の人が被害に遭った比率が高く、「男性」、「60歳以上」、「既婚」の人につき同比率が低かった。

被害に遭った場所で、ほとんどの被害において回答数が多かったのは、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」、「自宅のある市町村内」であったが、性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても、捜査機関に被害を届け出た人より、届出をしなかったと答えた人の数の方が多かった。また、いずれの被害においても、各属性別による被害申告の有無に有意な関連性は見られなかった。

### ●各種詐欺・個人情報悪用の被害

各種詐欺・個人情報悪用の被害においては、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率が最も高く、次いで消費者詐欺、個人情報悪用であった。

被害の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺では、「40～59歳」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「無職・定年」において同比率が低かった。振り込み詐欺では、「政令指定都市等」において被害に遭った人の比率が高く、「人口10万人以上の市」において同比率が低かった。振り込み詐欺未遂では、「60歳以上」、「無職・定年」において被害に遭った人の比率が高く、「39歳以下」、「働いている」・「学生」において同比率が低かった。インターネットオークション詐欺では、「39歳以下」、「働いている」において被害に遭った人の比率が高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」・「無職・定年」において同比率が低かった。個人情報悪用、消費者詐欺では、被害の有無に関し各属性別に有意な関連性は見られなかった。

被害の申告状況につき、いずれの被害においても届出をした人より届出をしなかった人の方が多く、特に振り込み詐欺以外の被害においてその傾向が顕著だった。いずれの被害においても、申告の有無について各属性別による有意な関連性は見られなかった。

### 第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

#### ●犯罪被害申告の理由

乗り物関係の被害では、主な申告理由は、「盗まれたものを取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であった。住居への不法侵入（未遂を含む。）では、主な申告理由は、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」であった。

強盗等及び個人に対する窃盗では、主な申告理由は、「盗まれたもの（取られたもの）を取り戻すため」、「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」であり、暴行・脅迫では、「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、各種詐欺等被害では「再発を防ぐため」、「犯罪は捜査機関に届け出るべきだから」、ストーカー被害では「再発を防ぐため」、「助けを求めるため」、DVでは「助けを求めるため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」、性的事件では「再発を防ぐため」、「家族・友人・知人から届け出るよう言われたため」であった。

#### ●犯罪被害不申告の理由

ほとんどの被害において、主な不申告理由は、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」であった。ただし、クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に知らせた（カード会社が対応した）」が最も多く、また、DVでは「自分で解決した（加害者を知っていた）」、「どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）」が、児童虐待では「どうしたらよいのか分からなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」、「被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）」が多かった。

### 第4編 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げ調査してきた。夜間の一人歩きについて、ロジスティック回帰分析によると、世帯人数4人以上の人は1人の人と比べて、女性は男性と比べて、59歳以下の人は60歳以上の人と比べて、既婚・同棲・別居・その他の人は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。不法侵入の被害に遭うことについては、同分析によると、一戸建ての人はアパート等の人と比べて、59歳以下の人は60歳以上の人と比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生と比べて、既婚・同棲の人は未婚の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害

害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ不安を感じる傾向が高かった。

我が国の治安に関する認識について、同分析によると、女性は男性と比べて、40歳以上の人は39歳以下の人と比べて、働いている人は学生と比べて、既婚・同棲の人は別居・その他の人と比べて、世帯犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、個人犯罪被害ありの人はなしの人と比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が高かった。居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識では、居住地域における犯罪被害に対する不安の高い人が、我が国の治安に関する認識を悪く捉える傾向にあった。

犯罪の具体的設例につき量刑に関する意見を求めたところ、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑について「罰金」や「分からない」を選択する割合が高く、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、「懲役（実刑）」や「懲役（執行猶予）」を選択する割合が高い一方、「分からない」を選択する割合が低い傾向にあった。また、治安に関する認識・評価が比較的良好である人は、「懲役（実刑）」よりも「罰金」を選択する割合が相対的に高く、また、犯罪被害の経験のある人は、「懲役（実刑）」及び「その他の処分」を選択する割合が高い一方、「分からない」を選択する割合は低い傾向にあった。

研究部長 河原 誉子

# 第5回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

総括研究官	粟田知穂
総括研究官	水上太平
研究官	高野洋一
研究官	小林美智子
研究官	朝倉祐子
研究官	猪爪祐介
研究官補	服部真人
研究官補	佐藤正喜
研究官補	吉村美和
研究官補	坊農千秋

# 目 次

要旨紹介	i
第1編 調査の意義及び概要等	1
第1章 調査の意義	1
1 意義と必要性	1
2 目的	1
3 諸外国における暗数調査の状況	1
4 日本における暗数調査の状況	2
第2章 調査の概要及び結果	3
第1節 第5回調査の概要	3
第2節 主な結果	6
1 犯罪被害の実態	6
2 被害の有無に影響を与える要因	12
3 犯罪に対する不安等	23
4 我が国の治安に関する認識	27
5 被害率と認知件数の比較	28
第2編 犯罪被害状況	30
第1章 世帯犯罪被害	30
第1節 乗り物関係の被害	30
1 自動車盗	30
2 車上盗	35
3 自動車損壊	39
4 バイク盗	42
5 自転車盗	48
6 まとめ	55
第2節 不法侵入（未遂）被害	56
1 被害の状況	56
2 被害の申告状況	59

3	まとめ	61
第2章	個人犯罪被害	63
第1節	強盗等の被害	63
1	被害の状況	63
2	被害の申告状況	66
第2節	個人に対する窃盗の被害	67
1	被害の状況	67
2	被害の申告状況	70
第3節	暴行・脅迫の被害	72
1	被害の状況	72
2	被害の申告状況	74
第4節	ストーカー行為, DV, 児童虐待の被害	76
1	ストーカー行為	76
2	DV	81
3	児童虐待	86
第5節	性的な被害	89
1	被害の状況	89
2	被害の申告状況	92
第6節	まとめ	94
第3章	各種詐欺等被害	95
第1節	クレジットカード情報詐欺の被害	95
1	被害の状況	95
2	被害の申告状況	97
第2節	個人情報の悪用の被害	98
1	被害の状況	98
2	被害の申告状況	100
第3節	振り込め詐欺(未遂)の被害	101
1	被害の状況	101
2	被害の申告状況	105
第4節	インターネットオークション詐欺の被害	106

1	被害の状況	106
2	被害の申告状況	108
第5節	消費者詐欺の被害	110
1	被害の状況	110
2	被害の申告状況	111
第6節	まとめ	112
第3編	犯罪被害の申告及び不申告の理由	114
第1章	総説	114
1	犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義	114
2	犯罪被害申告の理由	114
3	犯罪被害不申告の理由	115
第2章	犯罪被害を捜査機関へ申告した理由	116
第1節	犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析	116
1	盗まれたもの（被害）を取り戻すため	116
2	犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	117
3	重大な事件だから	119
4	加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	120
5	再発を防ぐため	122
6	助けを求めるため	123
7	加害者からの弁償を得るため	125
8	保険金を得るため（保険金請求のため）	126
9	家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	128
10	犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため	128
第2節	被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析	128
1	自動車関係の被害	128
2	バイク盗	131
3	自転車盗	132
4	不法侵入・不法侵入未遂	133
5	強盗等及び個人に対する窃盗	135
6	暴行・脅迫	137

7	各種詐欺・個人情報の悪用	138
8	ストーカー行為	142
9	DV	143
10	性的事件	144
第3章 犯罪被害を申告しなかった理由		145
第1節 犯罪被害不申告の理由別分析		145
1	それほど重大ではない（損失がない，大したことではない）	145
2	自分で解決した（加害者を知っていた）	146
3	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	148
4	代わりに別の機関に知らせた	150
5	家族が解決した	151
6	保険に入っていないので，保険請求のための通報の必要がなかった	153
7	捜査機関は何もできない（証拠がない）	154
8	捜査機関は何もしてくれない	155
9	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	157
10	仕返しのおそれからあえて届け出ない	158
11	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	159
12	加害者の処罰を望まなかった	161
13	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	161
第2節 被害態様別の被害不申告理由の分析		162
1	自動車関係の被害	162
2	バイク盗	164
3	自転車盗	165
4	不法侵入・不法侵入未遂	166
5	強盗等及び個人に対する窃盗	168
6	暴行・脅迫	170
7	各種詐欺・個人情報の悪用	171
8	ストーカー行為	176
9	DV	177
10	児童虐待	178

11 性的事件 .....	179
第4編 治安に関する認識及び量刑に関する意見 .....	180
第1章 治安に関する認識 .....	180
第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安 .....	180
1 夜間の一人歩きに対する不安 .....	180
2 不法侵入の被害に遭う不安 .....	187
3 まとめ .....	194
第2節 我が国の治安に関する認識 .....	195
1 我が国の治安に関する認識 .....	195
2 まとめ .....	202
第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識 .....	203
1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識 .....	203
2 まとめ .....	204
第2章 量刑に関する意見 .....	205
おわりに .....	215
参考資料 .....	217
1 調査票 .....	219
2 基礎集計表 .....	257